

第5回 修了生ゼミ（杉井先生）

2018年1月12日（金） 18時～

題材：司法試験過去問 平成28年公法系第2問（行政法）

○当事者の立場に立って考える。他人事では×。もっと当事者を想像する。

→特に今回は問題文に「弁護士Cの指示に応じる弁護士Dの立場に立って、設問に応えなさい」とある。問題文を無視し第三者の立場から書くなど、好き勝手に書いてはいけない。原告適格が認められないという結論が出てしまうなら、立場上通常は「残念ながら・・・」となるべきであるのに答案で悩みを見せていない。このような答案を書いてしまうと法曹にしてはやばい奴だと思われる。

○問いに答える。問題文を読み飛ばさない。

○争いになっているところを必ず書く。

→書く、書かないか？は必要か、必要でないか？

当然の前提→書かない

相手から要綱考慮するなよという反論が想定される→書く

○傍聴へ行って手続の流れを把握する。

→手続の流れがわかっていないから具体的に想像ができない。

〔本件訴訟1〕

Xらは、平成29年1月17日、Y1市を被告として本件例外許可の取消しを求める訴えを提起

〔本件訴訟2〕

Xらは、同日、Y2を被告として本件確認の取消しを求める訴えを提起

その後、Xらは、Y1市及びY2の各答弁書への反論を準備する過程で、今後の訴訟追行に不安を覚え…

→この事実から想定される本案前の答弁は？

取消請求棄却（∵処分適法）

訴え却下（∵原告適格→否認、出訴期間→抗弁）

との判決を求める。

確認：刑事事件における裁判の流れ

冒頭手続

- 被告人に対する人定質問（裁判長）
- 起訴状の朗読（検察官）
- 起訴状に対する求釈明の申立て等
 - ・ 起訴状の訂正
 - ・ 起訴状の釈明
- 黙秘権及び訴訟法上の権利についての告知（裁判長）
- 被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述（罪状認否）

↓

証拠調べ

- 冒頭陳述
- 証拠調べ請求
- 立証趣旨の明示
- 証拠調べ請求に対する意見
- 証拠決定
- 証拠調べの実施

↓

論告

↓

弁論・最終陳述

↓

結審